

株主各位

第28回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2019年5月27日

株式会社NTTドコモ

目 次

事業報告

会計監査人の状況	1 頁
当社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	2 頁

連結計算書類

連結持分変動計算書	5 頁
(ご参考) 連結包括利益計算書	6 頁
連結注記表	7 頁

計算書類

株主資本等変動計算書	13 頁
個別注記表	14 頁

上記事項は、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/event/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

■会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	金 額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	634百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	824百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査等に対する報酬の額等を区分していないこと、また、実質的にも区分できないことから、上記「当期に係る会計監査人の報酬等の額」の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っています。非監査業務の内容は、国際財務報告基準に関する指導・助言業務等です。

(3) 会計監査人の報酬等の額の同意理由

監査役会は、会計監査人の会計監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等について検討を行った結果、会計監査人の報酬額について同意致しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意により解任します。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

■当社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備についての取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- ①当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令順守、損失の危険管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備、実行計画の策定及び監視活動等の各種対策を講じる。
- ②内部統制システムをより有効に機能させるための総括機関として内部統制委員会を設置し、全社横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を評価したうえで、必要な改善を実施する。
- ③金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取組みを実施する。
- ④取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施する。
- ⑤代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を総理する。

②内部統制システムに関する体制の整備

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「NTTドコモグループ倫理方針」及びコンプライアンスに関する規程を整備し、倫理法令順守に必要な体制を構築する。財務諸表の作成にあたっては、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で、主要な会計方針等の事前協議を行い、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続を経たうえで、取締役会等で決定する。監査部は、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を統括する組織の長が各組織責任者の担当業務に係るリスクを定期的に取りまとめ、取締役及び執行役員等で構成する内部統制委員会において、全社横断的な管理を要するリスクを特定するとともに、特定したリスクについては管理方針を定め、リスクの現実化に対する適切な未然防止と発生時の迅速な対処を可能とする。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的な発展及び業績向上を目的に関係会社の管理に関する基本的な事項を定めた規程に基づき、関係会社は当社に協議または報告を行う。

- ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程に従い、当社グループに内在するリスクについて管理し、当社グループ会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。
- iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社グループ全体の事業運営に関する重要な事項の協議または報告を行う。
- iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループ統一の倫理方針「NTTドコモグループ倫理方針」を定め、当社グループ各社とも倫理法令順守に向けた取組みを行う。また、子会社の企業倫理担当役員は、倫理法令順守マネジメントシステムを策定し、その実施状況を報告するとともに、経営幹部に関わる問題事態が発見された場合は、当社に対して適時報告し、当社は適切な対応について必要な指導等を行う。
- v その他業務の適正を確保するための体制
親会社との非通例的な取引については、法務部門の審査及び監査役が監査を行う。また、監査部の監査は子会社も監査の対象とし、必要により対象会社の内部監査結果の把握・評価等を行う。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は職務執行を補助する専任の組織として監査役室を設置し、専従の使用人を配置する。
- ii 上記 i の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室に所属する使用人の人事異動、評価等について、監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し、対処する。
- iii 監査役の上記 i の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室に所属する使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- iv 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役は職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告を行う。
- v 子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
上記 iv の報告事項には、当社グループ会社から報告を受けた重要事項も含まれるものとする。
- vi 上記 iv 又は v の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
上記 iv 又は v の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

vii 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

viii その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役会との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備する。また、代表取締役は、監査役が監査部や会計監査人と定期的及び随時の意見交換等を行うことが可能な体制の整備に努める。

③内部統制システムに関する運用状況

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス推進委員会を開催し、倫理法令順守マネジメントシステムの取組み事項の決定及び実施状況を確認しています。また、倫理法令順守意識の醸成のため、経営幹部層及び従業員のための定期的な教育・研修及びモニタリング等を実施するとともに、コンプライアンス相談窓口を設置して、コンプライアンス違反の未然防止に取り組んでいます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、文書又は管理情報の保存及び管理方法を定めた規程を制定しています。また、その他当社の情報セキュリティに関する取組みについては、事業報告「3 コーポレート・ガバナンスの状況及び会社役員に関する状況等」**7** 情報セキュリティに関する取組み」をご参照ください。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、会社及びグループ会社の業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的としたリスクマネジメント規程を制定しており、2018年度は、当該規程に基づき内部統制委員会を2回開催し、全社横断的に管理を要するリスクを特定し、当該リスクに対する管理方針を策定しました。また、監査部は、当該リスクに対する管理方針が各組織によって適切に管理されているかの監査を行いました。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、職務の執行が効率的に行われるよう、経営戦略の実現に向けた組織整備を行っています。2018年度は、5Gイノベーション推進室及びデジタルマーケティング推進部を設置しました。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、グループ会社から必要な協議・報告を受けるとともに、子会社に対し内部統制システムの整備・運用等に関する指導を実施しています。また、監査部は、選定したグループ会社を対象とした内部監査を実施しています。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として、経営状況について、重要であると判断した子会社に関し、四半期毎に監査役へ報告、及び監査役が出席する会議にて報告するとともに、月次で当社及びグループ会社の内部監査結果を、監査役に対して報告を行っています。また、監査部、財務部及び会計監査人は、監査役との連携を図るため三者協議等の定期会合を開催しています。

■連結持分変動計算書 (IFRS) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当社株主に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素			
2018年3月31日	949,680	153,115	4,908,373	△448,403	102,342	5,665,107	27,121	5,692,228
IFRS第9号「金融商品」 適用による累積的影響額			2,665		9,371	12,035		12,035
2018年4月1日	949,680	153,115	4,911,038	△448,403	111,713	5,677,142	27,121	5,704,263
当期利益			663,629			663,629	1,222	664,851
その他の包括利益					△7,603	△7,603	84	△7,519
当期包括利益合計	-	-	663,629	-	△7,603	656,026	1,306	657,332
剰余金の配当			△377,284			△377,284	△583	△377,868
自己株式の取得				△600,000		△600,000		△600,000
自己株式の消却			△1,048,403	1,048,403		-		-
子会社の支配喪失を 伴わない変動		1				1	2,554	2,555
子会社の支配喪失を伴う変動						-	△8,126	△8,126
非支配持分に付与された プット・オプション		15,968				15,968		15,968
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替			11,515		△11,515	-		-
株主との取引額等合計	-	15,968	△1,414,172	448,403	△11,515	△961,316	△6,155	△967,471
2019年3月31日	949,680	169,083	4,160,495	△0	92,595	5,371,853	22,271	5,394,124

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

(ご参考) 連結包括利益計算書 (IFRS) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金 額
当期利益	664,851
その他の包括利益 (税引後)	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	3,750
その他包括利益を通じて公正価値測定する金融資産の公正価値変動額	1,105
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	△3,731
純損益に振り替えられることのない項目合計	1,124
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
為替換算差額	△8,594
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	△49
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△8,643
その他の包括利益 (税引後) 合計	△7,519
当期包括利益合計	657,332
当期包括利益合計の帰属	
当社株主	656,026
非支配持分	1,306
当期包括利益合計	657,332

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

■連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

重要な会計方針

1. 連結計算書類の作成基準

当連結会計年度より、当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、国際会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。当社グループの会計方針は、早期適用していない国際財務報告基準（以下、「IFRS」）の規定及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（2008年11月再編）の規定により認められた免除規定を除き、2019年3月31日時点において有効なIFRSに準拠しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、主に端末機器及び付属品等で構成されており、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。原価には、購入原価及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでいます。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した額です。端末機器の原価の算定方法は、先入先出法を採用しています。

3. 金融資産の評価基準及び評価方法

金融資産をその当初認識時に、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」及び「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しています。当社グループでは、償却原価で測定する営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために、資産を保有している
- ・契約条件により所定の日に生じるキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである

償却原価で測定する金融資産のうち、顧客との契約から生じた営業債権は取引価格で、それ以外については当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は、実効金利法に基づき算定した総額の帳簿価額から、損失評価引当金を控除した償却原価で測定しています。なお、回収と売却の両方を目的とする事業モデルに該当する金融資産はありません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産のうち、売買目的ではない投資については当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っています。

当初認識時には、公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を「利益剰余金」に振り替えており、損益には振り替えていません。なお、配当については損益として認識しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を損益として認識しています。

金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失に基づき、金融資産の損失評価引当金を計上しています。

4. 有形固定資産、のれん及びその他の無形資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

定額法によっています。

(2) のれん及びその他の無形資産の減価償却の方法

定額法によっています。ただし、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産については、償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度の減損テストを実施しています。なお、のれん及びその他の無形資産に係る減損損失は、連結損益計算書上「減損損失」に含めています。

5. 引当金の計上基準

ポイントプログラム引当金

携帯電話の利用などに応じて進呈するポイントと引き換えに、当社グループの商品購入時の割引及び通信料金への充当ならびに加盟店での支払いへの充当等の特典を提供する「dポイントサービス」を実施しており、お客さまに進呈したポイントのうち、契約における履行義務を生じさせないポイントについて「ポイントプログラム引当金」を計上しています。

6. 退職給付に係る負債の計上基準

確定給付制度に関連して認識する負債（確定給付負債）は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付負債と資産の純額の再測定によって生じる変動は数理計算上の差異及び制度資産に係る収益（利息額に含まれる金額を除く）から構成され、その他の包括利益として認識し、直ちにその累計額を「その他の資本の構成要素」から利益剰余金に振り替えています。

7. 収益

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客に移転する財やサービスとの交換により、その権利を得ると見込む金額を収益として認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度期首（2018年4月1日）より、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）（以下、「IFRS第9号」）を適用し、IFRS第9号適用による帳簿価額との差額を、「利益剰余金」及び「その他の資本の構成要素」の調整として会計処理しています。

当該会計方針の変更に伴い、従来米国会計基準では公正価値が容易に算定可能ではない資本性金融商品については、原価法で測定していましたが、当連結会計年度期首よりIFRS第9号を適用したことにより、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する対象として指定し、公正価値の変動を「その他の資本の構成要素」に含めています。また、売却目的債権は、従来米国会計基準では原価と公正価値のいずれか低い金額で測定し、原価が公正価値を超える金額を評価性引当額として計上していましたが、当連結会計年度期首より純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

なお、IFRS第9号を適用した結果、当連結会計年度期首時点における累積的影響額は、連結財政状態計算書の「持分法で会計処理されている投資」が4,397百万円の増加、「有価証券及びその他の金融資産」が11,190百万円の増加、「繰延税金資産」が3,435百万円の減少、「その他の非流動負債」が116百万円の増加、「利益剰余金」が2,665百万円の増加及び「その他の資本の構成要素」が9,371百万円の増加です。また、当連結会計年度の「当期利益」及び「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期利益」への影響は軽微です。

連結の範囲及び持分法の範囲に関する事項

連結の範囲及び持分法の範囲

当連結会計年度の連結子会社は102社、持分法適用会社は20社、持分法非適用会社は3社です。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 営業債権及びその他の債権から直接控除した損失評価引当金： 32,628百万円

2. その他の資本の構成要素の内訳

その他の資本の構成要素の内訳には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値変動額、キャッシュ・フロー・ヘッジ、為替換算差額、確定給付制度の再測定が含まれています。

3. 有形固定資産の内訳

	(単位：百万円)
	連結財政状態計算書 計上額
無線通信設備	5,203,932
建物及び構築物	919,674
機械、工具及び備品	466,045
土地	153,989
建設仮勘定	194,935
小計	6,938,574
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,314,785
有形固定資産合計	2,623,789

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	3,782,299,000	—	447,067,906	3,335,231,094

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少447,067,906株は、自己株式の消却による減少です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	179,659	50	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	197,625	55	2018年9月30日	2018年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの第28回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しています。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 183,438百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 55円 |
| ③ 基準日 | 2019年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2019年6月19日 |
| ⑤ 配当の原資 | 利益剰余金 |

3. 非支配持分に付与されたプット・オプション

当社グループが非支配持分の所有者に対して付与した子会社株式の売建プット・オプションについて、原則としてその償還金額の現在価値を「その他の金融負債」として当初認識するとともに、同額を「資本剰余金」から減額しています。また、当該プット・オプションが失効した場合は、「その他の金融負債」を「資本剰余金」に振り替えています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、通常の事業の過程において、有価証券及びその他の金融資産、長期借入債務、その他の金融資産・負債を含むいくつかの金融商品を保有しています。こうした資産・負債の公正価値及びキャッシュ・フローは、金利や外国為替相場の変動によりマイナスの影響を受ける可能性があります。当社グループは、これらのリスクを管理するために、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び先物為替予約契約を含むデリバティブを利用する場合があります。これらの金融商品は信用力のある金融機関を取引相手としており、取引先の契約不履行に係るリスクは、殆どないものと当社グループの経営陣は判断しています。当社グループは、デリバティブ取引を行う場合の取引条件及び承認と管理の手続きを定めた社内規程を制定しており、これを遵守しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年3月31日現在における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差額
公正価値で測定される金融資産：			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
売却目的債権(*)	1,178,186	1,178,186	—
デリバティブ			
先物為替予約契約	1	1	—
デリバティブ合計	1	1	—
投資信託	942	942	—
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産			
株式及び出資金	200,984	200,984	—
合計	1,380,113	1,380,113	—
公正価値で測定される金融負債：			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
デリバティブ			
通貨オプション取引	26	26	—
デリバティブ合計	26	26	—
合計	26	26	—

(*) 当社グループは、お客さまの利便性向上の一環として、通信サービスに係る売上債権及び契約者による端末機器の分割払いに伴う立替金等に係る債権について、NTTファイナンス株式会社との間で債権譲渡契約を締結しています。2019年3月31日現在、NTTファイナンス株式会社への債権の売却により生じた未収入金は315,671百万円であり、売却を予定している債権は1,178,186百万円です。

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、またはその他の適切な方法により見積もっています。

「現金及び現金同等物」、「営業債権及びその他の債権」及び「営業債務及びその他の債務」

帳簿価格は公正価値に概ね近似しています。

短期の売却目的債権についてはレベル2に分類され、その公正価値は、類似債権に係るデフォルト確率や損失率等を加味して将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORを基にした割引率で割り引いて算定しています。

「その他の金融資産」及び「有価証券及びその他の金融資産」

その他の金融資産は、市場性のある有価証券、非上場である非持分法適用会社の発行する普通株式及び債券への投資等を含んでいます。

市場性のある有価証券の公正価値は、活発な市場における同一資産の市場価格で公正価値を測定しています。

非上場普通株式は割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法及びその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び先物為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

長期の売却目的債権については、その公正価値は、類似債権に係るデフォルト確率や損失率等を加味して将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORを基にした割引率で割り引いて算定しています。

上記を除き、比較的短期で満期が到来するその他の金融資産については、帳簿価額と公正価値がほぼ同等です。

〔長期借入債務〕

長期借入債務の公正価値は、当社グループが同等な負債を新たに借入れる場合の利率を使用した将来の割引キャッシュ・フローに基づき見積もっています。

公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価・検証されています。

〔その他の金融負債〕

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び先物為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり当社株主に帰属する持分	1,610円64銭
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期利益	187円79銭

重要な後発事象に関する注記

(関連会社株式の売却について)

当社グループは、2019年3月31日において、三井住友カード株式会社（以下、「三井住友カード」）の発行済普通株式（自己株式を除く）の34%を保有しています。三井住友カードは、非上場のクレジットカード事業者です。

2005年7月、当社グループは、三井住友カード、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」）及び株式会社三井住友銀行との間で、「おサイフケータイ」を利用したクレジット決済サービス事業の共同推進を中心とした業務提携に関する契約を締結し、三井住友カードに出資するとともに、持分法を適用しました。

2018年9月、当社は三井住友カード及びSMFGとの間で、当社が保有する三井住友カードの株式の全てを2019年4月にSMFGに売却することで合意いたしました。

このため、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、当社グループは三井住友カードへの投資を「持分法で会計処理されている投資」から「売却目的で保有する資産」に組替えました。これに伴い、これ以後の持分法の適用を中止し、その後は帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方で測定しています。この結果、当連結会計年度末においては、持分法の適用を中止した時点の帳簿価額で計上しています。

2019年3月31日における、「売却目的で保有する資産」の帳簿価額は、234,160百万円です。

2019年4月1日、当社は、当社が保有する三井住友カードの株式の全てをSMFGに売却しました。なお、「売却目的で保有する資産」に関連するその他の包括利益の累計額（税引後）は47,765百万円（貸方）であり、当連結会計年度末における連結財政状態計算書上、「その他の資本の構成要素」に含まれています。このすべては、「その他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産の公正価値変動額」であり、当該資産の売却の時点で、損益に計上されることなく、直接、「利益剰余金」に振り替えられます。売却に伴う連結損益計算書への重要な影響はありません。

(自己株式の取得枠に係る決議について)

2019年4月26日開催の取締役会において、2019年5月7日から2020年4月30日にかけて、普通株式1億2,830万株、取得総額300,000百万円の自己株式の取得枠に係る事項を決議しています。

■株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						
					特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	949,679	292,385	292,385	4,099	4	358,000	4,215,805	4,577,909	△448,402	5,371,571	
会計方針の変更による 累積的影響額							△3,295	△3,295		△3,295	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	949,679	292,385	292,385	4,099	4	358,000	4,212,510	4,574,614	△448,402	5,368,276	
当期変動額											
特別償却準備金の取崩 剰余金の配当					△4		4	－		－	
当期純利益							△377,284	△377,284		△377,284	
自己株式の取得							680,080	680,080		680,080	
自己株式の消却							△1,048,402	△1,048,402	1,048,402	－	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	△4	－	△745,601	△745,606	448,402	△297,203	
当期末残高	949,679	292,385	292,385	4,099	0	358,000	3,466,908	3,829,008	△0	5,071,072	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,359	45,359	5,416,930
会計方針の変更による 累積的影響額			△3,295
会計方針の変更を反映した 当期首残高	45,359	45,359	5,413,635
当期変動額			
特別償却準備金の取崩 剰余金の配当			－
当期純利益			△377,284
自己株式の取得			680,080
自己株式の消却			△599,999
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△25,716	△25,716	－
当期変動額合計	△25,716	△25,716	△25,716
当期末残高	19,642	19,642	△322,919
			5,090,715

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

■個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（利息法）によっています。

移動平均法による原価法によっています。

時価のないもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は債券については先入先出法、その他については移動平均法により算定）

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年以内）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

(3) ポイントプログラム引当金

将来の「dポイントサービス」及び「ドコモポイントサービス」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(4) 事業撤退損失引当金

携帯端末向けマルチメディア放送事業の撤退に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付引当金の計上方法の変更)

当社はNTT企業年金基金特例経理（旧NTT厚生年金基金特例経理）に関する会計処理について、同制度が、公的年金制度であり、かつ、複数事業主制度に該当する点に鑑み、従来は同制度への拠出金を支払時に費用処理していましたが、同制度は確定給付制度の一つであり、当事業年度において確定給付制度としての会計処理を行う環境が整備されたこと等により、合理的な数理計算を実施することが可能となったことから、当事業年度から将来の退職給付見込額のうち、当事業年度末までに発生している額を貸借対照表上で退職給付引当金として計上する方法に変更しています。

これらの結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4,746百万円増加し、繰越利益剰余金の期首残高は3,295百万円減少しています。

表示方法の変更に関する注記

(1) (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しています。

(2) 損益計算書

前事業年度において、「雑収入」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

貸借対照表に関する注記

1. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、4,192,346百万円です。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりです。

長期金銭債権	18,843百万円
短期金銭債権	48,371百万円
短期金銭債務	403,958百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高は次のとおりです。

営業取引による取引高	
営業収益	84,404百万円
営業費用	598,983百万円
営業取引以外の取引高	49,352百万円
2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものは次のとおりです。

受取配当金	42,170百万円
-------	-----------

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	189,114,487	257,953,552	447,067,906	133

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加257,953,552株は、公開買付け及び単元未満株式買取請求による増加です。
普通株式の自己株式の株式数の減少447,067,906株は、消却による減少です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損の否認、減価償却限度超過額の否認、退職給付引当金の加算、ポイントプログラム引当金の加算等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は50,019百万円です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性に配慮し有利な運用に努め、原則として元本保証・確定利回りの金融商品で行い、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしています。

資金調達については、安定的かつ最も低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしており、銀行等金融機関からの借入及び債券の発行による方針です。

投資有価証券並びに関係会社株式である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。これらは、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券の管理に関する内規に従い、定期的に時価評価しています。

金銭債権である受取手形、売掛金、及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券、及び預け金は、投資先の信用リスクに晒されていますが、資金運用に関する内規に従い、取引を行っています。

有利子負債である社債及び借入金は、設備資金、投融資資金等に係る資金調達です。

金銭債務である買掛金、未払金、及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

関係会社長期貸付金及び関係会社預り金は、当社グループ会社全体の効率的資金管理を実施するキャッシュ・マネジメント・システム等によるものです。

また、有利子負債、金銭債務及び関係会社預り金は、流動性リスクに晒されていますが、資金管理に関する内規に従い、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに限り、売買益等を目的とした投機的な取引は行っていません。

当社の社債は主に固定金利となっていますが、ALM（資産・負債の総合管理）上、特定の社債の時価の変動をヘッジするため、固定金利受取・変動金利支払の金利スワップ取引を行うことがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	236,344	236,344	—
(2) 関係会社株式	2,318	3,157	839
(3) 関係会社長期貸付金 (*1)	36,052	36,052	—
(4) 現金及び預金	15,196	15,196	—
(5) 受取手形	8		
(6) 売掛金	577,861		
(7) 未収入金 (*2)	1,768,721		
貸倒引当金 (*3)	△30,449		
	2,316,142	2,316,142	—
(8) 預け金	218,555	218,555	—
(9) 社債 (*4)	(50,000)	(51,528)	(1,528)
(10) 買掛金 (*4)	(313,021)	(313,021)	—
(11) 未払金 (*4)	(748,184)	(748,184)	—
(12) 未払法人税等 (*4)	(152,576)	(152,576)	—
(13) 関係会社預り金 (*4)	(105,820)	(105,820)	—

(*1) 関係会社短期貸付金を含めています。

(*2) 長期未収入金を含めています。

(*3) 売掛金及び未収入金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(*4) 負債に計上されるものについては、()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券及び (2) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

①その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額、及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	57,372	118,960	61,588
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式及び債券	144,589	117,384	△27,205

②その他有価証券の当事業年度の売却額は13,587百万円であり、売却益は9,511百万円です。

(3) 関係会社長期貸付金

これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 現金及び預金、(5) 受取手形、(6) 売掛金、及び (8) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 未収入金

これらは2年以内の期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (9) 社債
これらは当社が同等な社債を新たに借入れる場合の利子率を使用した将来の割引キャッシュ・フローに基づき見積っています。
- (10) 買掛金、(11) 未払金、(12) 未払法人税等、及び(13) 関係会社預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (注2) 非上場株式等（貸借対照表計上額284,318百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(1) 投資有価証券及び(2)関係会社株式には含めていません。
- (注3) 当事業年度において、子会社であるDOCOMO Digital Limitedを含む非上場株式等について35,759百万円の減損処理を実施しています。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	224,394百万円
持分法を適用した場合の投資の金額（*）	385,900百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	12,013百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資損失の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠したものです。

(*) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額は、連結財政状態計算書において「売却目的で保有する資産」に計上している三井住友カードの株式の帳簿価額234,159百万円を含んでいます。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本電信電話株式会社	被所有 直接 64.10%	役員を受入	自己株式の 取得 (注)	597,205	—	—

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注) 2018年11月6日の取締役会決議に基づき、2018年11月7日から2018年12月7日にかけて公開買付けを実施しました。なお、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（2018年11月5日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して7%の割引率を適用した普通株式1株につき2,326円で取引を行っています。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	三井住友カード株式会社	所有 直接 34.00%	クレジットカード提携 取引等	立替払対価 の支払 (注)	154,510	未払金	185,965

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注) 立替払対価の支払は、クレジットカード決済の立替精算による支払です。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	NTTファイナンス株式会社	所有 直接 2.92%	業務委託	金銭の消費 寄託 (注1)	610,844	預け金	218,047
				債権の譲渡 (注2)	4,720,803	未収入金 預り金	315,670 6,021

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注1) 金銭の消費寄託に係る運用利率については、NTTファイナンス株式会社が市場金利を勘案した利率をもとに決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

(注2) 債権の譲渡については、市場価格を勘案して決定しています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,526円34銭
1株当たり当期純利益	192円44銭

重要な後発事象に関する注記

(関係会社株式の売却について)

当社は、2019年3月31日において、三井住友カードの発行済普通株式（自己株式を除く）の34%を保有しています。三井住友カードは、非上場のクレジットカード事業者です。

2018年9月、当社は三井住友カード及びSMFGとの間で、当社が保有する三井住友カードの株式の全てを2019年4月にSMFGに売却することで合意いたしました。

2019年4月1日、当社は、当社が保有する三井住友カードの株式の全てをSMFGに売却しました。本株式売却により、翌事業年度に関係会社株式売却益135,446百万円を計上する見込みです。

(自己株式の取得枠に係る決議について)

2019年4月26日開催の取締役会において、2019年5月7日から2020年4月30日にかけて、普通株式1億2,830万株、取得総額300,000百万円の自己株式の取得枠に係る事項を決議しています。



この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。